

月報 しろいし 12月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

労働市場の動向(令和3年10月内容)

【求職の動き】

- ☆新規求職者数は140人となり、前年同月比で14.6%減少した。
- ☆月間有効求職者数は597人となり、前年同月比で11.6%減少した。

【求人動き】

- ☆新規求人数は、一般とパートの合計で266人となり、前年同月比で、9.9%増加した。
内訳では、一般求人は、15.1%増加し、パート求人は1.1%増加した。
- ☆月間有効求人数は714人となり、前年同月比で7.9%増加した。

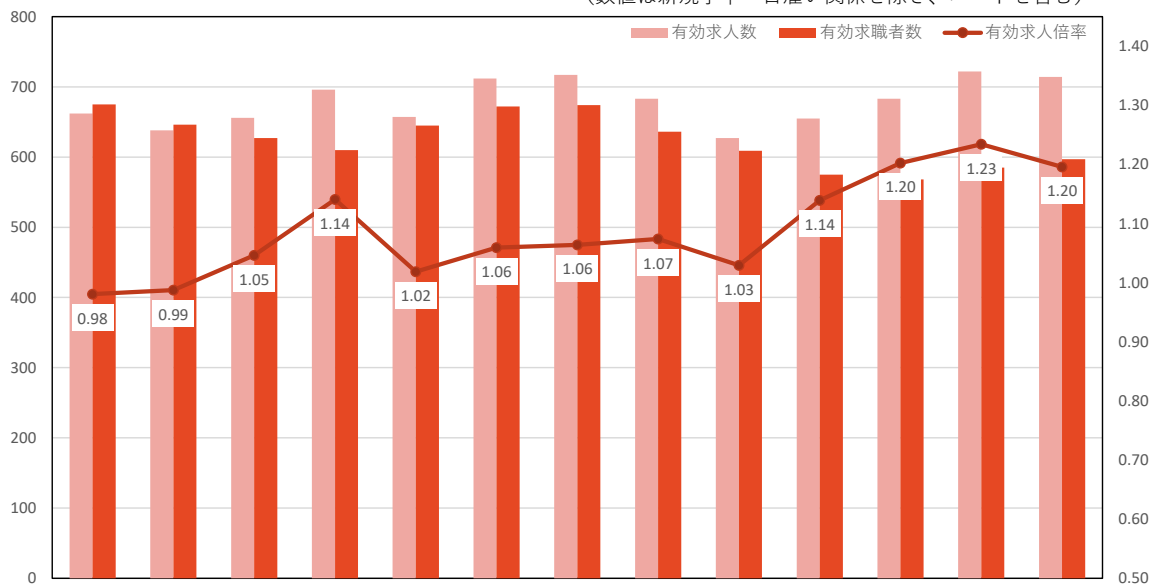
【有効求人倍率の動き】

- ☆有効求人倍率は、前年同月を0.22ポイント上回る1.20倍となった。
内訳では一般の有効求人倍率が1.32倍、パートの有効求人倍率が0.98倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月
有効求人数	662	638	656	696	657	712	717	683	627	655	683	722	714
有効求職者数	675	646	627	610	645	672	674	636	609	575	568	585	597
有効求人倍率	0.98	0.99	1.05	1.14	1.02	1.06	1.06	1.07	1.03	1.14	1.20	1.23	1.20

一般職業紹介状況（令和3年10月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	140	5.3	▲ 14.6	
	うち男	60	▲ 6.3	▲ 15.5	
	うち女	78	13.0	▲ 16.1	
	年 齢 別	～44歳	56	▲ 12.5	▲ 23.3
		45～54歳	35	45.8	34.6
		55歳～	49	8.9	▲ 24.6
	月間有効求職者数	597	2.1	▲ 11.6	
	うち男	292	0.7	▲ 6.1	
	うち女	303	2.7	▲ 16.8	
	年 齢 別	～44歳	244	▲ 4.3	▲ 13.8
		45～54歳	120	20.0	▲ 7.7
		55歳～	233	▲ 2.9	▲ 11.1
求 人 関 係	新規求人数	266	▲ 12.8	9.9	
	主 要 産 業 別	建設業	49	▲ 37.2	25.6
		製造業	43	▲ 10.4	▲ 2.3
		卸売・小売業	18	▲ 60.0	▲ 5.3
		飲食店・宿泊業	29	▲ 3.3	▲ 6.5
		医療・福祉	50	31.6	16.3
月間有効求人数	714	▲ 1.1	7.9		
就 職 関 係	紹介件数	177	▲ 8.8	▲ 9.2	
	うち男	90	▲ 18.9	▲ 10.0	
	うち女	87	4.8	▲ 8.4	
	就職件数	57	11.8	▲ 14.9	
	うち男	34	70.0	17.2	
	うち女	23	▲ 25.8	▲ 39.5	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和3年10月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	810	817	
	資 格 取 得 者 数	95	59	137	
	資 格 喪 失 者 数	105	101	222	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,117	11,128	11,180	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	51	39	59
		受給者実人員	134	136	170
		支給金額(千円)	16,254	18,837	19,660
	高 齢	受給者数	12	7	11
		支給金額(千円)	2,361	1,558	2,374
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	5
	再 就 職 手 当	支給人員	15	2	10
支給金額(千円)		6,343	528	3,800	

宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	853円	3.10.1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(銑鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	925円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	2.12.15
	953円		3.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	864円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注:主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません	2.12.20
	890円		3.12.15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) 注:カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	891円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	2.12.24
	918円		3.12.15

※「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

※ この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。